都市再生機構賃貸住宅を公共住宅として継続し、居住者の居住の安定を求める意見書

政府は、平成２４年１月２０日の閣議で、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」を決定した。

方針では、都市再生機構について、外部の有識者から成る検討の場で、「業務の見直し、分割・再編、スリム化」を検討し、更に、会社化の可能な部分については、全額政府出資の特殊会社化を含め本年夏までに結論を出すなどとした。現在、都市再生機構のあり方に関する調査会で様々な角度から検討を重ねているが、賃貸住宅の居住者の居住の安定の維持等の必要性を十分に踏まえるならば、特殊会社化により居住の安定が脅かされるようなことがあってはならない。

全国公団自治会協議会が平成２３年９月に実施したアンケート調査では、７８％の世帯が「ＵＲ賃貸住宅に長く住み続けたい」との結果が出ている。居住者の高齢化と低収入化が急速に進んでいる中、子育て世帯にとっても必要な公共住宅として、「居住者の居住の安定」を確保することや安心して住み続けられる公共住宅を維持させることが政府の責務である。

江東区には、古くからある団地を含め、現在２９団地１６，８６４戸あり、震災により大規模火災が発生した場合の避難場所に指定されている。加えて本年３月には、本区が都市再生機構と「津波等の水害時における一時避難施設としての使用に関する安心協定」を締結したことを受け、「津波等の水害時における隣保協同に関する覚書」を結ぶ団地自治会もあり、相互の協力体制を更に深め、防災面からも公共住宅として区民生活に密着した積極的な役割を果たしている。

よって、本区議会は、政府に対し、都市再生機構賃貸住宅を公共住宅として継続し、居住者の居住の安定を確保するため、下記事項の実施を求めるものである。

記

１　都市再生機構賃貸住宅を今後もまちづくりや防災面等で重要な役割を担う公共住宅として継続すること。

２　都市再生機構賃貸住宅が「住宅セーフティネット」として位置づけられていることを十分考慮し、これまでの国会付帯決議等を踏まえ、居住者の居住の安定策を推進すること。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成２４年３月２９日

江東区議会議長　堀　川　幸　志

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
国土交通大臣
} あて